

事業承継の前に、「見える化」と「磨き上げ」が重要です！

「特別事業承継税制」は、自社株式の評価が高い優良企業ほど適用効果が高い制度です。後継者が継ぎたいと思える企業づくりのために、「見える化」と「磨き上げ」に取り組みましょう。

✓「見える化」のチェック

- 専門家による月次巡回監査を受け、発生主義で月次決算を行っている。
- 毎月、前月の正しい業績を把握し、幹部社員と共に打ち手を検討している。
- 「中小会計要領」に準拠した決算書を作成している。
- ローカルベンチマークやSWOT分析などで、自社の強みや弱みを分析している。
- 金融機関へ決算書や月次試算表などの情報を開示し、経営状況を共有している。
- 自社の株式の評価額を知っている。



✓「磨き上げ」のチェック

- 経営理念やビジョンを明文化し従業員に示している。
- ビジョンに基づいた中期経営計画を策定している。
- 具体的な行動計画を含めた短期経営計画を策定し、PDCAサイクルを構築している。
- 経営計画を金融機関と共有し、必要な金融支援を受けている。
- 後継者育成に取り組んでいる。
- 会社の借入金は、経営者の個人保証免除の取り扱いを受けている。

事業承継を実行するまでの「5つのステップ」

(中小企業庁「経営者のための事業承継マニュアル」より)



「見える化」「磨き上げ」から円滑な事業承継の支援まで、**経営革新等支援機関**であるTKC会計人にお任せください！

「**経営革新等支援機関**」とは
経営革新等支援機関(認定支援機関)は、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等を受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。
TKC全国会員6,105名(平成30年4月12日現在)が「経営革新等支援機関」の認定を受けています。

事業承継支援業務の詳細については、下記のTKC会計事務所にお問い合わせください。



T 162-8585
東京都新宿区堀場町2-1
TEL 03-3266-9222 (代)
https://www.tkc.jp/

〒162-8585 東京都新宿区堀場町2-1 TEL 03-3266-9222 (代) https://www.tkc.jp/

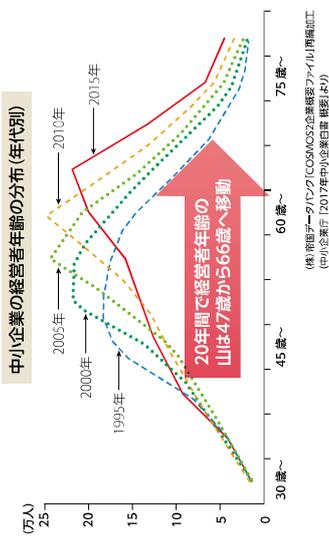
中小企業経営者様へ

貴社の永続的繁栄を ご支援いたします

特別事業承継税制を活用した事業承継支援のご案内

国は今後10年間で事業承継支援の集中実施期間と位置づけています

- 今後10年の間に、70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となる(日本企業全体の2/3)
- 廃業が急増し地方経済は成り立たなくなる
- 事業承継の問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的発展はない
- 優良企業でも、税負担の重さから承継が困難になるケースも多い



TKC全国会

特別事業承継税制対応プロジェクト

10年間の期間限定制度

贈与時・相続時に実質税負担ゼロで後継者へ自社株式を承継できる

「特別事業承継税制」とは

一定の手続きによって、後継者に一括で贈与等をした非上場株式等の贈与税額が全額納税猶予されます。贈与した先代経営者の死亡の際には贈与時の評価額が相続税の課税対象とされますが、これも全額猶予されます。

従来の納税猶予制度（一般事業承継税制）との違い

項目	一般事業承継税制	特別事業承継税制
対象株式	総株主等議決権数の3分の2	全株式
相続時の猶予対象評価額	80%	100%
雇用確保要件	5年平均80%維持	実質勤務
贈与等を行う者	改正前 先代経営者のみ 改正後 複数株主	複数株主
後継者	後継経営者1人のみ	後継経営者3名まで (10%以上の持株要件)
相続時精算課税	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も適用可
経営承継期間後の減免要件	民事再生・会社更生時にその時点の評価額で相続税を再計算し、超える部分の猶予税額を免除	左欄の内容に譲渡・合併・株式交換等による消滅等、解職時加わる
特別承継計画の提出	不要	要
提出期間	—	平成30年4月1日から5年間
先代経営者からの贈与の期間	なし	平成30年1月1日から平成39年12月31日まで

(出典:Q&A「特別事業承継税制」(増補改訂版)TKC出版)

うちの会社の株式はいくらなの？
株価の引き下げ対策は？

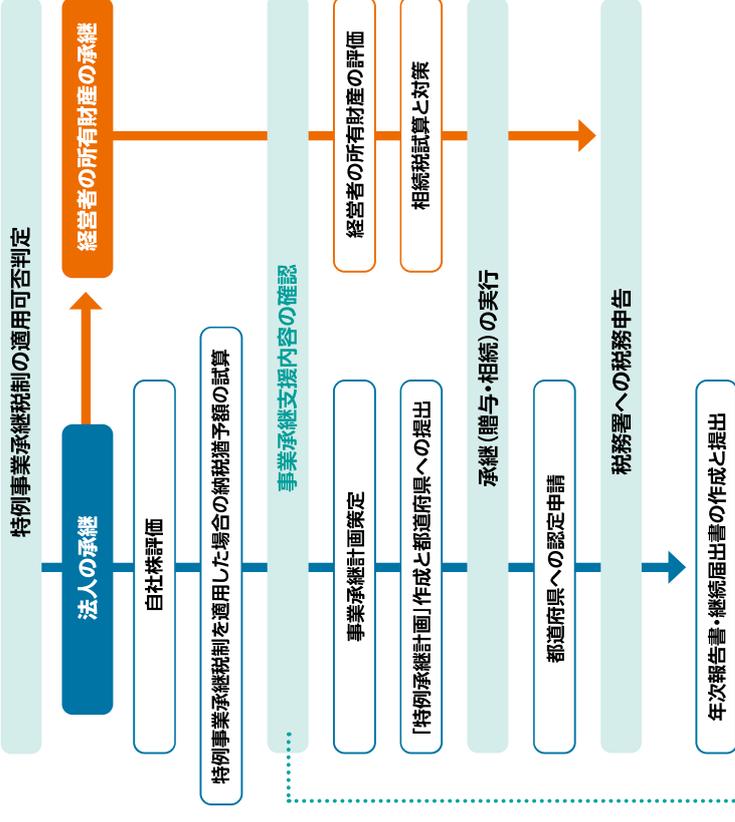


普通に贈与（暦年贈与）した場合は？
特別を適用するメリット・デメリットは？
相続税はどうなるの？

■ 特別事業承継税制のポイント

- 猶予割合の100%への引上げ、雇用確保要件の実質簡便、減免制度の導入などにより、**非常に使いやすく、リスクが大幅に減少**した制度となりました。
- **平成35年3月31日**までに、認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けた**「特別承継計画」を都道府県に提出**しなければなりません。
- **平成39年12月31日**までの贈与が対象となります。
- あくまで税額が「猶予」される制度です。**株式評価額の引き下げのための対策が必要**であり、また、要件を満たさなくなった場合のリスクも考慮する必要があります。
- 贈与を受けて事業を承継した後も、適用要件を満たしているか確認し、**都道府県および税務署に報告**し続ける必要があります。

TKC会計人による特別事業承継税制の適用支援フロー(例)



事業承継支援スケジュールの例

支援内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
方向性の検討 事業承継計画の検討	↑								
事業承継税制の解説 適用の場合のリスク説明	↑								
自社株式の評価		↑							
相続税の試算			↑						
特別事業承継税制 適用可否判定				↑					
特別事業承継税制 適用要件への対策					↑				
株価の引き下げ対策						↑			
特別承継計画の作成							↑		



長期にわたってサポートを受けられる専門家が必要です！

認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成する「特別承継計画」

特別承継計画の概要

特別承継計画の概要

特別承継計画の概要